勧 告

勧 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成30年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を,通常の宿直勤務又は日直勤務は4,400円, 人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は7,400円とし,常直勤務に係る支給月額の限度を22,000円とすること。ウ 期末手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分(給与条例第18条第2項第2号イに規定する特定幹部職員((イ)及びエにおいて「特定幹部職員」という。)にあっては、それぞれ0.925月分)とすること。

(4) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.525月分)とすること。

工 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ1.125月分)とすること。

(1) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分 (特定幹部職員にあっては、それぞれ0.55月分)とすること。

(2) 市町立学校職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号)の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

- (ア) 平成30年度の支給割合
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分 及び1.55月分とすること。
- (4) 平成31年度以降の支給割合
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とすること。
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号) の改正
 - ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

- イ 期末手当
 - (ア) 平成30年度の支給割合
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分 及び1.55月分とすること。
 - (イ) 平成31年度以降の支給割合
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分

とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のウ、(3)のイの(4)及び(4)のイの(4)については、平成31年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い, 所要の措置を講じること。